

清泉女学院短期大学 卒業認定に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、清泉女学院短期大学学則の規定により、学生の卒業について定める。

(卒業認定要件)

第2条 卒業の認定を受ける者は、清泉女学院短期大学学則別表(1)及び別表(2)に定める卒業に必要な単位を修得することとする。

2 単位認定にあたっては、本規程の別表に定めた出席日数を満たすことが必要条件とされる。

3 卒業の認定を受ける者は、清泉女学院短期大学学則に定める修業年限以上在学し修業した者とする。

4 清泉女学院短期大学学則別表(3)に定める学納金を納めている者とする。

(認定時期)

第3条 卒業認定は、原則として学年末に行うものとする。ただし、8月末日までに前条に規定する卒業要件を満たした学生は、卒業認定を9月末日までに受けることができる。

(卒業認定の手続き)

第4条 卒業に係る認定は、以下に掲げる手続きに則る。

(1)学則に定める在籍年数、出席状況、成績評価を含めた単位取得状況等の要件を充足しているかを教務学生部が確認のうえ、「単位認定一覧表」を作成、教務委員会に提出

(2)教務委員会は、上記(1)の資料を確認後、教授会に審議事項として議案を提出

(3)教授会において上記(2)の議案を審議

(4)学長は上記の審議を経て、卒業を認定する。

(事務)

第5条 卒業認定に関する事務は、教務学生部において行う。

(雑則)

第6条 学生の卒業に関してこの規程に定めていない事項については、学長が決定する。

附 則

この規程は、2019年4月1日から施行する。

別表

当該科目の欠席時数が全授業の 1/3 を超えた場合（出席時数が 2/3 に達しない場合）には、その科目の受験資格を失い、単位は与えられない。遅刻、早退の回数が多い場合にも欠席とみなされる場合がある。	
出席	履修する授業は毎時間出席することが原則であり、病気その他不可抗力による場合でも欠席となる（下記の公欠席をのぞく）
欠席	病気、けがのため欠席が 1 週間以上におよぶ場合は、医師の診断書を添えて欠席届を教務学生部に提出する
公欠席 （公欠）	<p>下記に定める事由の場合は公欠席として扱う。公欠席届に教務学生部の印を受領のうえ、授業科目の担当教員に提出すること。ただし、公欠席は出席として扱われることはなく、授業日数から公欠席の日数を差し引いた日数を当該科目の授業日数として、受験資格の有無を決定する</p> <p>①慶事・弔事 ・兄弟姉妹等の結婚：1日 ・忌引き（父母、保護者）：5日、（祖父母、兄弟姉）：3日</p> <p>②教育実習、保育実習、施設実習、介護等体験及び当該科目に係る打ち合わせで担当係が認めた場合</p> <p>③公認クラブの対外試合、発表会などに出場する場合、または公式の招聘状などによって大会などに出場する場合</p> <p>④就職活動・入学試験日及びそれに要した時間。ただし各授業科目 1 回のみとし、キャリア支援センターに届け出ること</p> <p>⑤就職内定先の研修に参加した場合。全授業科目通じて 1 日のみとし、キャリア支援センターに届け出ること</p> <p>⑥災害等により、通学が著しく困難な場合</p> <p>⑦学校保健安全法に定められている感染症にかかった場合</p> <p>⑧その他のやむを得ない理由により教務学生部が認めた場合</p>